

在職年数をもとに普通免許状を取得する、上級の免許状を取得する方法（別表第7）

(1) 小・中・高・幼の教諭の普通免許状を有する者が、二種免許状を取得する、又は二種免許状から一種免許状に上進する場合

①基礎資格と修得単位数

種類	基礎資格
二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園教諭のいずれかの普通免許状取得後，その免許状の相当学校の教員として，3年以上良好な成績で勤務したと認められること
一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状取得後，その免許状の相当教育領域を担当する教員として3年以上良好な成績で勤務したと認められること
上記の基礎資格となる免許状を取得した後，大学等において修得を必要とする最低修得単位数	6単位 (内訳は次の②を参照すること。)

②修得単位の内訳

特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位以上
	特別支援教育領域に関する科目 ※1	1単位以上
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ※2	1単位以上

※1 特別支援教育領域のうち，授与を受けようとする免許状に定められることとなる領域について，それぞれ次に定める単位を修得するものとする。

○視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育領域の免許状の授与を受けようとする場合には，心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目（以下，「心理等に関する科目」という。）並びに心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下，「教育課程等に関する科目」という。）について，それぞれ1単位以上

○知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域の免許状の授与を受けようとする場合には，心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上

※2 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち，授与を受けようとする特別支援教育領域以外の全ての事項を含まなければならない。

〔施行規則第7条第1項表備考5〕

◇ 二種免許状を取得する場合の在職年数には，義務教育学校又は中等教育学校の前期課程又は後期課程の教員としての期間を含む。

〔別表第7表第3欄〕

◇ 在職年数には，休職，長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

◇ 各単位は，免許法認定講習，大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第3備考第6号〕

(2) 一種免許状から専修免許状に上進する場合

特別支援学校教諭一種免許状取得後，特別支援学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
特別支援学校教諭一種免許状取得後，大学院等において修得を必要とする最低修得単位数	15 ※1

※1 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、「特別支援教育に関する科目」について修得すること。

〔別表第3備考第4号〕

◇ 在職年数には，休職，長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕